○防衛省令第九号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則及び防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

防衛大臣　浜田　靖一

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則及び防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事務局、医学教育研修センター及び学生部）	（事務局、教務部及び学生部）
第十六条の九　防衛医科大学校に、事務局のほか、医学教育研修センター及び学生部を置く。	**第十六条の九**　防衛医科大学校に、事務局のほか、次の二部を置く。
（事務局）	教務部 学生部 （事務局）
第十六条の十　事務局に、次の二部を置く。	**第十六条の十**　事務局に、次の二部を置く。
総務部 企画部	総務部 経理部
（総務部の分課）	（総務部の分課）
第十六条の十一　総務部に、次の三課及び保健管理室を置く。	**第十六条の十一**　総務部に、次の三課及び保健管理室を置く。
総務課 経理課 厚生課	総務課 企画課 厚生課
（総務課）	（総務課）
第十六条の十二　総務課においては、次の事務をつかさどる。	**第十六条の十二**　総務課においては、次の事務をつかさどる。
一～十　［略］	一～十　［同上］
［号を削る。］	十一　給養に関すること。
［号を削る。］	十二　被服及び車両の管理に関すること。
［号を削る。］	十三　警備に関すること。
［号を削る。］	十四　役務に関すること。
十一　［略］	十五　［同上］
（経理課）	（企画課）
第十六条の十三　経理課においては、次の事務をつかさどる。	**第十六条の十三**　企画課においては、次の事務をつかさどる。
一　経費及び収入の会計に関すること。	一　防衛医科大学校の所掌事務に係る総合的な事業の企画及び調整に関すること。
二　物品の取得及び管理に関すること（管理施設課の所掌に属するものを除く。）。	二　機構及び定員に関すること。
	三　業務の考査に関すること。